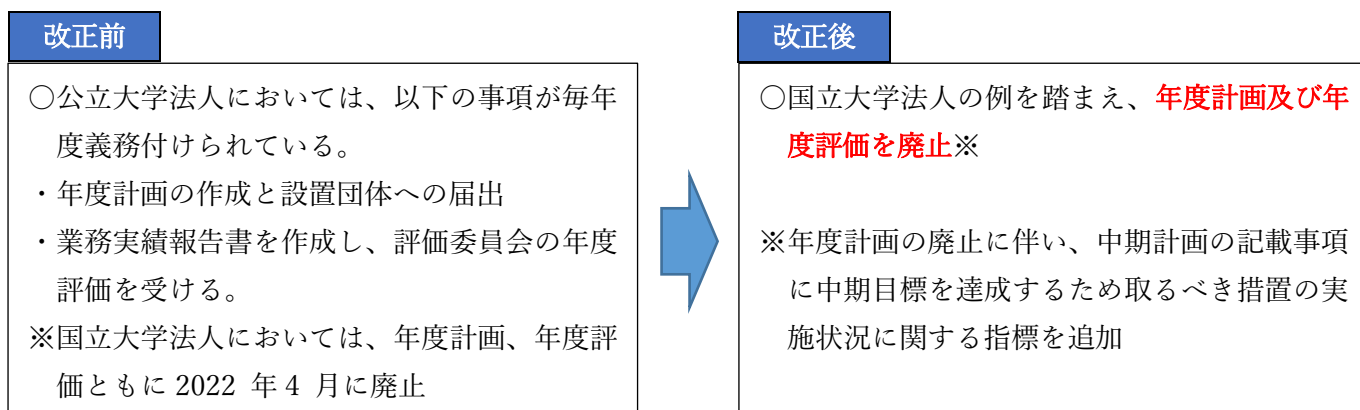


地方独立行政法人法改正後の評価委員会の運営について

1. 地方独立行政法人法改正の概要

○年度計画及び年度評価を法定事項から廃止することで、大学の事務負担を軽減し、地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務（公立大学が本来の役割に資する業務）に取り組むことを可能とするもの。



※改正法の適用は、2025 年度（第 2 期中期目標の初年度）の取組からとなる。

2. 法改正後の評価委員会の運営検討のポイント

- 毎年度の実績報告及び評価が廃止となることで、中期目標期間における途中経過の把握が難しくなる中、中間・期末のタイミングのみで、複数年分の実績をまとめて評価するのは、評価委員会への負担が大きいと考えられる。
- 中間・期末評価を適正かつ円滑に行うためには、神戸市及び評価委員会が、神戸市看護大学の毎年度の業務実績等のある程度、把握できる仕組みが必要である。
- 一方で、法改正の趣旨を踏まえ、神戸市及び評価委員会から神戸市看護大学に対し、法定外の負担を課すことは避けるよう、留意しなければならない。
- 年に 1 度程度、評価委員会と神戸市看護大学が進捗状況の確認や意見・情報交換を行う場を設けることで、大学の現状や社会情勢等を踏まえた中長期的な展望等を共有できるため、双方ともに中間・期末評価に負担が集中することを避けられる。

3. 今後のスケジュール

改正前	第1期	第2期						第3期
	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
	年度評価	最終評価 第1期中期目標 年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	達成評価 第2期中期目標見 年度評価	年度評価	最終評価 第2期中期目標



改正後	第1期	第2期						第3期
	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
	年度評価	最終評価 第1期中期目標 年度評価	※	※	※	見込評価 第2期中期目標	※	最終評価 第2期中期目標

※令和8、9、10、12年度についても評価委員会は年1回程度開催